

ネイチャーポジティブモデル実証事業に係る包括連携協定

沼田市（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、甲が平成2年に宣言した「森林文化都市宣言」に掲げる理想の都市像である「森林文化につつまれた人間都市・・・沼田」の創造を目指し、沼田市総合計画、沼田市環境基本計画、ぬまた生物多様性地域戦略、森林文化都市アクションプラン等の各種計画に基づき実施する自然環境の保全と活用の両立を通じた持続可能な地域づくりを推進するため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲乙がそれぞれ有する知見、技術及び資源を活かし、自然と人との調和と共生、森林文化の継承・創造、地域資源の持続的利用及び生態系サービスの維持・再生を通じて、甲が掲げる森林文化都市宣言の理念の実現に寄与するとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）の理念に資する実証的な取組を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を行うものとする。

- (1) 生物多様性の保全及び自然再興に関する事
- (2) 鳥獣被害対策及び地域資源循環に関する事
- (3) カーボンクレジット創出及びカーボンニュートラルの推進に関する事
- (4) ネイチャーポジティブを支える地域経済・産業の振興に関する事
- (5) 環境教育及び人材育成に関する事
- (6) 防災・気候変動対策に関する事
- (7) その他、甲及び乙が協議の上必要と認める事

（連携・協力の方法）

第3条 甲乙は、前条に掲げる事項の取組を実証的に進めるため、次の方法により連携及び協力を行うものとする。

- (1) 情報及びデータの相互提供（環境データ、森林資源、鳥獣出没情報等）
- (2) 実証事業、共同研究、社会実装プロジェクトの検討・実施
- (3) 普及啓発、イベント、地域活動等の検討・開催
- (4) 専門人材・技術支援の提供及び研修会の検討・実施
- (5) その他、甲乙が協議の上合意した取組

2 甲乙は、連携事項を実施するときは、それぞれの事業ごとに担当部署が、あらかじめ協議するものとする。

3 連携事項の実施にあたり、甲乙は、協議・決定の上、具体的な取組を実施する。

4 連携事項の実施にあたり、甲乙の業務に支障のない限り、それぞれが所有する施設等を使用できるものとする。

5 本覚書に基づく取組の実施に要する経費の負担について、甲乙の協議により、事業ごとに負担区分を決定するものとする。

（情報共有及び成果の取扱い）

第5条 実証事業を通じて得られたデータ、成果及び知見は、甲乙で共有し、相互に活用できるものとする。

2 成果の公表及び対外発信を行う場合は、事前に甲乙協議のうえ実施するものとする。

3 知的財産権の取扱いについては、都度協議のうえ定める。

（有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、期間満了前に甲乙いずれかから書面による異議の申し出がない場合は、自動的にさらに1年間延長されるものとする。

（変更及び解除）

第7条 甲乙は、相互の信頼関係に基づき、本覚書の内容を協議のうえ変更し、又は解除することができる。

（その他）

第8条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

令和8年3月30日

(甲) 群馬県沼田市下之町888
沼田市

沼田市長

星野 稔

(乙) 群馬県前橋市本町2-13-11
前橋センタービル
東京海上日動火災保険株式会社

群馬支店長

上杉 克